厚 生 委 員 会 資 料 令 和 2年 9月 24日 福祉部高齢者地域支援課

令和3年度分品川区立高齢者住宅(単身用)補欠登録者の募集について

- 1 受付期間 令和2年11月16日(月) ~ 11月25日(水) (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- 2 受付場所 第2庁舎5階 252・253会議室
- 3 受付時間 午前9時 ~ 午後5時
- 4 募集内容 高齢者住宅の補欠登録者60人程度 (令和3年4月1日から翌年3月31日までに空室が生じた場合、 登録順位の高い方から順次入居を案内する。)
- 5 申請資格 次の(1)から(5)のすべてに該当する方
 - (1) 令和3年4月1日現在、65歳以上(昭和31年4月1日以前 生まれ)で、申請日から入居日までひとり暮らしの方
 - (2) 申請日から入居日まで、立ち退き要求を受けているか、保安 上・保健衛生上劣悪な住宅(浴室がない等)に住んでいる方
 - (3) 令和3年4月1日現在、品川区内に引き続き2年以上住んで いる方
 - (4) 申請日から入居日まで、独立して日常生活(歩行、食事、着 脱衣、入浴、排せつ)が営むことができ、自炊可能な方
 - (5) 申請日から入居日まで、借主が申請者本人である賃貸住宅に 住んでいる方
- 6 申請方法 必要書類を持参のうえ、本人が受付期間内に受付場所へ申請する。
- 7 周知方法 令和2年10月21日(水)より広報「しながわ」、統合チラシ、 区ホームページに掲載する。(募集案内(別紙)は、高齢者地域支援課、地域センター、在宅介護支援センター、シルバーセンター等、 サービスコーナーで配布)

品川区立高齢者住宅補欠登録者募集のご案内

(補欠登録期間 令和3年4月から令和4年3月までの1年間)

品川区立高齢者住宅で補欠登録期間に空室が生じた際に、入居を案内する方を補欠者として事前に登録するため、年1回、募集します。空室が生じたときは、住宅困窮度順による登録者名簿にしたがい、順次、入居をご案内します。登録・順位の決定は、抽選ではありません。

令和2年

1 受付期間

11月16日(月)~11月25日(水) ±日·祝日を除く

時間 午前 9 時 ~ 午後 5 時

※コロナウイルス感染症対策で、受付に時間が掛かる場合があります。お時間に 余裕を持ってお越しください。また、1、2日目、最終日は混雑しますのでご注意 ください。

2 受付場所

品川区役所(品川区広町2-1-36)

第2庁舎 5階 252 ■ 253 **会議室**

- 3 申請資格 次の(1)~(5) すべてに該当する方
 - (1) 令和3年4月1日現在、65歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)で、申請日から入居日までひとり暮らし(住民票上単身であり、実際に単身で居住し、徒歩でおおむね5分以内に親族がいないこと)の方
 - (2) 借地借家法上正当な理由による立ち退き要求を受けている方(滞納等本人に 帰責事由がある場合を除く)、または保安上・保健衛生上劣悪な住宅(浴室 が無い等)に住んでいる方 (高額家賃での理由は不可)
 - (3) 令和3年4月1日現在、品川区内に引き続き2年以上住んでいる方
 - (4) 申請日から入居日まで、<u>独立して日常生活(歩行、食事、着脱衣、入浴、</u> 排せつ)が営め、自炊可能な方 (要介護、要支援程度の方は除く)
 - (5) 申請日から入居日まで、借主が申請者本人である賃貸住宅に住んでいる方
- 4 申請書類 次の(1)~(3)を提出してください。
 - (1) 品川区立高齢者住宅入居申請書
 - (2) 申告書
 - (3) 賃貸期間に申請日が含まれる賃貸借契約書(ない場合、賃貸証明書等) ※立ち退き要求を受けている場合は、立退きに関する確認書等 ※その他、状況に応じて書類を提出いただく場合があります。
- 5 申請方法 必ず本人が受付期間内に受付場所で直接申請してください。
 - (1) 郵送や代理人による申請はできません。 (付き添いは可)
 - (2) あらかじめ申請書・申告書に記入のうえ、ご持参ください。

6 募集する高齢者住宅一覧

常時満室のため、退去者が出ないと、補欠登録期間に空室が発生せず、入居のご案内ができません。(空室の発生した住宅から順にご案内をするため、ご希望の住宅にご案内できるとは限りません)

No.	名称	所在地 最寄駅	規 模 等 居室(約6畳)・台所・浴室・トイレ付	調理設備等	使用料 (月額) ※
1	八 潮 わかくさ荘	八潮 5 - 10 - 27 バス停 八潮パーカタウン	8 階建 4~8 階部分 全 40 戸 1 戸約 29 ㎡	電熱式調理器 (据付) エレベータあり	85,000 円~ 35,000 円
2	東品川 わかくさ荘	東品川3-1-5 京浜急行 新馬場駅	7 階建 2~5 階部分 全50 戸 1戸約29 ㎡	I H式調理器 (各自持込み) エレベータあり	85,000 円~ 35,000 円
3	大井倉田 わかくさ荘	大井4 - 14 - 8 J R大井町駅	2 階建 1 階部分 全 8 戸 1 戸約 23 ㎡	I H式調理器 (各自持込み)	70,000 円~ 30,000 円
4	カガミハイツ	二葉1 - 3 - 28 東急 下神明駅	3 階建 2~3 階部分 全11 戸 1戸約18 ㎡	I H式調理器 (各自持込み)	64,000 円~ 25,000 円
5	パレスガル	南品川4-5-4 京浜急行 新馬場駅	5 階建 1~5 階部分 全53 戸 1戸約20 ㎡	電熱式調理器 (据付) エレベータあり	72,000 円~ 30,000 円
6	メゾン琴秋	豊町6-30-4 東急 中延駅	3 階建 1~3 階部分 全13戸 1戸約20㎡	電熱式調理器 (据付)	70,000 円~ 30,000 円
7	グレース マンション	西大井4 - 12 - 11 J R西大井駅	3 階建 1~3 階部分 全12戸 1戸約25 ㎡	電熱式調理器 (据付)	70,000 円~ 30,000 円
8	ア ツ ミ マンション	二葉1 - 16 - 14 東急 下神明駅	4 階建 1~2 階部分 全10戸 1戸約26 ㎡	I H式調理器 (据付)	72,000 円~ 30,000 円
9	バンブー ガーデン	豊町6 - 30 - 11 東急 中延駅	3 階建 1~3 階部分 全13戸 1戸約26 ㎡	電熱式調理器 (据付)	72,000 円~ 30,000 円
10	オーク中延	中延4 - 5 - 10 東急 中延駅	3 階建 2~3 階部分 全7戸 1戸約26 ㎡	ガスコンロか I H式調理器 (据付)	75,000 円~ 30,000 円

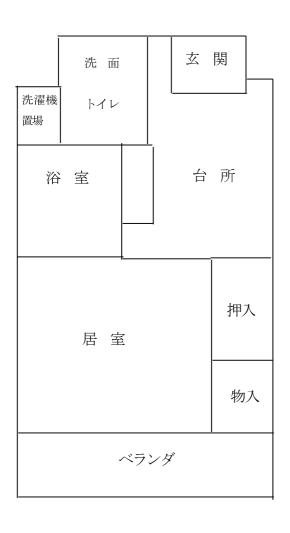
- ※1 使用料は、入居者の前年の所得により決定されます。
- ※2 生活保護を受給されている方の使用料は、住宅扶助限度額になります。
- ※3 No.1~3 は区の建設型、No.4~10 は民間借上型の高齢者住宅になります。

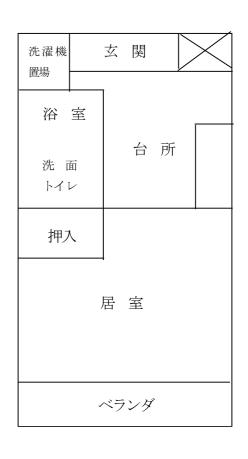
品川区立高齢者住宅は、高齢者の安全に配慮した設計で、緊急通報装置等を備え、 管理人による安否確認、緊急対応を実施しています。

7 間取り (例)

[東品川わかくさ荘] 約29 m²

[パレスガル] 約20㎡





8 申請から入居まで

申請 11月16日	(月)~11月25日(水)	受付期間内に、本人が直接申し込んでください。	
Û	(土日を除く)		
実態調査・審査	11月下旬~12月中旬	調査が必要と認められる方に実態調査を行います。	
\Box			
審議・補欠者決定	1月下旬	審査会の審査に基づき補欠者と登録順位を決定します。	
\Box			
結 果 通 知	2月中旬	申請者全員に対し、郵送で結果を通知します。	
$ar{\mathbb{T}}$			
空き室等発生	4月以降	登録順位の高い方から、入居をご案内します。	
$\overline{\mathbb{I}}$			
入居	4月以降	人居可能日以降、すみやかに入居してください。	

9 注意事項

- (1) 高齢者住宅使用料以外に、入居者に負担いただく経費は次のとおりです。
 - ①入居および退去に要する経費
 - ②入居者の責めに帰すべき事由によって生じた修繕などに要する経費
 - ③入居中の畳の交換等の修繕費用
 - ④入居者が備えつけた物に要する修繕費用
 - ⑤電気、ガス、上下水道、電話などの使用料
 - ⑥日常消耗品費
 - ⑦日常生活用具の購入費および取り付け工事費
 - ⑧共用部分の光熱水費などの共益費
 - ⑨町会費、高齢者クラブ会費等、社会通念上入居者が負担すべき費用

(2) 次の行為を禁止します。

- ①居室を転貸し、またはその使用権を譲渡すること
- ②居室に他の者を同居させること
- ③無断で居室その他に造作を加えること
- ④危険な行為や騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑になるような行為、衛生上有害な行 為および建物に損害を与える行為
- ⑤犬、猫、その他家畜やペットを飼育すること
- ⑥石油ストーブ、カセットボンベ式卓上コンロ等の生火を使用すること
- (7)建物および敷地内に危険物および保全を害する物件等を搬入すること
- ⑧その他、他人へ迷惑のおよぶ行為

(3) 次の場合は使用の承認を取り消します。

- ①不正行為により入居の承認を受けたとき
- ②正当な理由がなく、高齢者住宅使用料を3か月以上滞納したとき
- ③承認を得ず、15日以上住宅を使用しないとき
- 4)独立して日常生活を営むことができなくなったとき
- ⑤上記(2)の禁止行為を行ったとき
- ⑥その他、区の指示に従わないとき

<お問い合わせ>

品川区 福祉部 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当 (総合庁舎3階)

電話 5742-6735

FAX 5742-6882